

鉾田市告示第 186 号

令和 8 年度鉾田市感震ブレーカー設置補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 8 年10月 1 日

鉾田市長 井川 茂樹

令和 8 年度鉾田市感震ブレーカー設置補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地震発生時における電気を起因とする住宅からの出火を防止し、被害の減少及び地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカー等の設置に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鉾田市補助金等交付規則(平成 17 年鉾田市規則第 37 号。)に定めるもののほか、この告示に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー等 地震の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として電力の供給を遮断する機器で、通電時の電気火災を防止する目的で設置するもの
- (2) 分電盤タイプ 感震ブレーカー等のうち、分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、ブレーカーを落として電力供給を遮断するもの。なお、一般社団法人日本配線システム工業会において定められている「感震機能付住宅用分電盤規格 JWDS0007 付 2」の構造及び機能を有するものに限る
- (3) コンセントタイプ 感震ブレーカー等のうち、コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、当該コンセントからの電力供給のみを遮断するもの。なお、感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づき一般社団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するものに限る
- (4) 簡易タイプ 感震ブレーカー等のうち、感震機能をもたない分電盤に、地震の揺れによる重りの落下などによりブレーカーのノブを操作し電力供給の遮断を補助するもの。なお、感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づき一般社団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するものに限る

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 交付申請時点において本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 住宅を本市に所有し、当該住宅に居住又は居住を予定している個人であること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、銚田市感震ブレイカー設置補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、当該年度2月末までに市長に提出しなければならない。

(1) 設置しようとする感震ブレイカー等の概要が分かる書類(カタログ等)

(2) 補助対象事業に係る費用の明細が分かる領収書等の写し

(3) 感震ブレイカー等の設置後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、銚田市感震ブレイカー設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 交付申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けたときは、速やかに銚田市感震ブレイカー設置補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、銚田市感震ブレイカー設置補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の交付された者に対し、銚田市感震ブレイカー設置補助金返還命令通知書(様式第5号)により、期限を定めて交付された補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

鉾田市長

(申請者)

氏名

電話番号

印

銚田市感震ブレイカー設置補助金の交付を受けたいので、銚田市感震ブレイカー設置補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

設置場所	銚田市	
機器の種類	※該当する□にレを付けてください。	設置台数
	☐ 分電盤タイプ(☐ 内蔵型 ☐ 後付型)	
	☐ コンセントタイプ	
	☐ 簡易タイプ(バネの作動や重りの落下によるもの。)	
設置完了日	令和 年 月 日	
住宅の所有状況	☐ 自己所有	
補助対象経費	円(税込)	
補助金 交付申請額	円	※補助対象経費×1/2(1,000円未満切捨て) 上限 50,000円

(裏)

誓約書兼同意書

私は、銚田市感震ブレーカー設置補助金の申請を行うにあたり、本様式の記載事項及び提出書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

また、補助金の交付の審査にあたり、市が保有する私の住民基本台帳情報及び市税等の状況を確認することに同意します。

下記の項目にレ点を付けてください。

- 対象の購入及び交付申請時点において市内に住所を有し、市の住民基本台帳に記録されている
- 申請者の属する世帯員全員に、申請日に納期限が到来していないものを除いて市税等に未納がない
- 銚田市暴力団排除条例(平成 23 年銚田市条例第 13 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当していない
- 本人及び同一世帯員が一の年度内にこの補助金の交付を受けていない
- 転売を目的として、対象ブレーカーを購入していない

令和 年 月 日

氏 名



添付書類

該当する箇所にレ点を付けてください。

- ☐補助対象事業に係る費用の明細が分かる領収書等の写し
☐設置しようとする感震ブレーカー等の概要が分かる書類(カタログ等)
☐納品又は設置したことがわかる書類
☐感震ブレーカー等の設置後の写真
☐その他()

様式第 2 号(第 7 条関係)

令和 第 年 月 日

様

鉾田市長

鉾田市感震ブレーカー設置補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった鉾田市感震ブレーカー設置補助金については、鉾田市感震ブレーカー設置補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

様式第3号(第8条関係)

令和 年 月 日

鉾田市長 様

(申請者)

住所

氏名

電話番号

印

銚田市感震ブレーカー設置補助金交付請求書

令和 年 月 日付け鉾危第 号により交付決定のあった鉾田市感震ブレイカー設置補助金について、鉾田市感震ブレイカー設置補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名 ・支店名	銀行							本
	金庫							支
	農協							所
金融機関コード					支店コード			
種 別	1 普通 2 当座 3 その他()							
口 座 番 号								
口 座 名 義 人	(フリガナ)							

様式第 4 号(第 9 条関係)

令和 年 月 日
第 号

様

鉾田市長

鉾田市感震ブレーカー設置補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで鉾危第 号で交付決定した鉾田市感震ブレーカー設置補助金については、鉾田市感震ブレーカー設置補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり取消しとすることに決定したので通知します。

1 取消しの理由

様式第 5 号(第 10 条関係)

令和 年 月 日
第 号

様

鉾田市長

鉾田市感震ブレーカー設置補助金返還命令通知書

令和 年 月 日付けで鉾危第 号で交付決定した鉾田市感震ブレーカー設置補助金については、鉾田市感震ブレーカー設置補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり補助金の(全部・一部)返還を命じることに決定したので通知します。

記

1 補助金返還の理由

2 補助金返還額 円